

# 令和7年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール公募要領

## 第1 総則

令和7年度未来につながる持続可能な農業推進コンクールに係る公募の実施については、この要領に定めるところによる。

## 第2 趣旨

農林水産省は、農業生産活動の持続性を確保するため、農業の自然循環機能を活かし、農業生産に由来する環境への負荷を低減する取組として、有機農業を始めとする環境保全型農業を推進しているところである。

また、令和3年5月、農林水産省では、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定したところであり、有機農業の取組面積の大幅拡大を目指すこととしている。

これらの情勢を踏まえ、持続可能な農業の確立を目指し意欲的に経営や技術の改善、普及等に取り組んでいる農業者、農業団体、流通・加工業者、教育機関等を表彰する「令和7年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール」の公募を行うものである。

## 第3 表彰点数

農林水産大臣賞

- ・有機農業・環境保全型農業部門 1点以内

農産局長賞、畜産局長賞

- ・有機農業・環境保全型農業部門 3点以内  
個別経営の部、団体の部

## 第4 表彰対象者

有機農業を始めとする環境保全型農業の取組を通じて、地域づくりや有機農畜産物の生産・消費の拡大、環境負荷低減や生物多様性保全など環境の保全等に顕著な成果を上げている農業者、農業団体、流通・加工業者、教育機関等（有機農業・環境保全型農業部門において、地方公共団体及び地方公共団体が中心となり構成する協議会等の団体は表彰の対象外とする。）。

## 第5 応募

コンクールに応募しようとする者（自薦・他薦を問わない。）は、応募用紙に必要事項を記入し、各都道府県が定める部署又は農林水産省農産局農業環境対策課（以下「農業環境対策課」という。）に原則として令和7年9月5日までに提出する。なお、農業環境対策課に直接応募する場合は、同年9月19日まで受け付けるものとする。

農業環境対策課に直接提出のあった事例について、農業環境対策課は、当該応募

者の居住する都道府県に当該事例の情報について伝えるものとする。また、複数の都道府県にまたがる取組の場合は農業環境対策課に相談するものとする。

## 第6 都道府県等の推薦

都道府県担当部署は、提出のあった事例について、必要に応じて現地調査や市町村からの意見聴取を実施後、推薦調書を添付した上で、北海道にあつては農林水産省北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課、その他の都道府県にあつては農林水産省地方農政局生産部環境・技術課に令和7年9月12日までに提出するものとする。なお、推薦調書は、必要に応じて市町村が作成することができるものとする。また、農業環境対策課に応募書類を直接提出する場合は、各部門について専門性を有する第三者が作成した推薦調書を添付するものとし、同年9月19日までに提出するものとする。

## 第7 選賞審査及び決定

有機農業・環境保全型農業等に関する学識経験や知見等を有する委員で構成する審査委員会を設置し、別紙の審査項目による書類審査を行う。

なお、審査委員会議事は、原則非公開とするが、審査委員会での委員の指摘を都道府県に応募した者に対しては都道府県担当部署を通じて、農業環境対策課に直接応募した者に対しては農業環境対策課から伝えるものとする。なお、農業環境対策課に直接応募した者に係る審査委員会での委員の指摘は、当該応募者の居住する都道府県にも伝えるものとする。

受賞者決定については、農林水産省のホームページで公表するものとし、表彰式の開催等の詳細については、都道府県を通じて受賞者に連絡するものとする。

## 第8 個人情報の取扱い

応募用紙に記載された個人情報は、本審査の用途以外には使用しない。

## 第9 その他

応募者には、応募後の広報等に御協力を依頼することがある。

未来につながる持続可能な農業推進コンクール審査項目  
(有機農業・環境保全型農業部門)

## (1) 生産

審査項目	審査基準
環境負荷低減に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌診断に基づく土づくりの取組</li> <li>・ 土壌への堆肥・緑肥等有機物やバイオ炭の施用による炭素貯留</li> <li>・ 地域資源の活用</li> <li>・ メタンやN<sub>2</sub>O等の温室効果ガスの発生抑制</li> <li>・ 環境への影響が少ない栽培管理・飼養管理や防除手法の選択及び実施</li> <li>・ 水棲生物や土壌生物の生息状況の維持・改善等につながる取組</li> <li>・ 自給飼料の生産拡大</li> <li>・ 堆肥の高品質化・ペレット化等による広域流通等の取組</li> <li>・ 抗菌剤に頼らない畜産物生産の取組</li> </ul> <p>など、環境負荷低減に資する取組を実践。 ※耕種に関する取組については、化学農薬・化学肥料の使用低減を基本とする。</p>
効率的な生産に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有機農業等に適した農地の確保による面積拡大</li> <li>・ 有機農地の団地化・集約化</li> <li>・ 周辺の農業者との連携</li> <li>・ 地域内外の関係者間での技術等の共有</li> <li>・ 民間企業等と連携した技術の開発・導入</li> <li>・ ICT機器の活用や放牧等による省力的かつ効率的な飼養管理</li> </ul> <p>など、効率的な生産の取組を実践。</p>
地域内外・他業種と連携した安定出荷・販路確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面積拡大や生産者のグループ化によるロットの確保</li> <li>・ 共同出荷や流通事業者との連携による流通コストの低減</li> <li>・ 加工事業者等と連携した出荷の工夫</li> <li>・ 小売事業者等と連携した販売機会の多様化</li> <li>・ 輸出</li> </ul> <p>など、新たな販路の確保の取組を実践。</p>
地域内外の消費者等への情	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者や取引先のニーズの把握</li> </ul>

報伝達の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者や幅広い業界へ有機農業等の特徴を伝える取組</li> <li>・ 生産履歴の公開・見える化</li> <li>・ 地方公共団体と連携した学校給食への食材提供等の食育活動</li> <li>・ 有機農業等を活かした地域振興</li> </ul> <p>など、地域内外の消費者等への情報伝達の取組を実践。</p>
--------	--

(2) 加工・流通・消費

審査項目	審査基準
購入機会の増加に資する取組	<p>有機農業を始めとする環境保全型農業によって生産された農畜産物及びそれを原料とする加工食品の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 販路や売り場の拡大</li> <li>・ 販売量の増加</li> <li>・ 消費者が手に取りやすい売り場作り</li> <li>・ 消費者ニーズに則した商品開発や産地に対する新規品目の提案</li> <li>・ 消費者が購入したくなる効果的な販売訴求の実施</li> </ul> <p>など、広く消費者の購入・喫食機会の増加に資する取組を実践。</p>
効率的な取扱いに資する取組	<p>慣行栽培と比較して生産量が少なく、取扱いに一層の効率化が求められる有機農畜産物等の活用において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者や物流業者等と連携して行う共同集荷・輸送等、流通の効率化に係る取組</li> <li>・ 余剰農作物や規格外の農作物を取り扱うための商品作りや販売体制の構築</li> <li>・ 納品形態の簡素化による出荷コスト削減や省力化</li> </ul> <p>など、取扱いの効率化及びコスト削減に資する取組を実践。</p>
生産者等と連携して行う安定的な供給に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者等から持続的な供給が行える取引条件の設定</li> <li>・ 生産者等との相互理解の関係性構築</li> <li>・ 生産者等と連携して行う、作付計画や製造・販売計画の作成</li> <li>・ 作型や出荷適期に応じた産地リレーによる調達</li> <li>・ 連携先の生産者の有機農業・環境保全型農業の取組面積が拡大</li> <li>・ 食品残渣を活用した堆肥製造の取組</li> </ul> <p>など、生産者等と連携した安定的な供給に資する取組を実践。</p>
消費者等の理解増進に資す	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有機農業・環境保全型農業の環境保全効果等について</li> </ul>

る取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先や消費者へ幅広く情報発信する取組</li> <li>・生産者等の取組を取引先や消費者へ幅広く情報発信する取組</li> <li>・学校給食等の公共調達における有機農畜産物等の導入の取組や地域の学校等と連携して取り組む有機農業・環境保全型農業について学ぶ食育活動</li> </ul> <p>など、消費者等の理解や関心を深める取組を実践。</p>
-----	---

### (3) 人材育成

審査項目	審査基準
<p>地域内の有機農業・環境保全型農業を担う人材の確保</p> <p>・育成に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で新たに有機農業・環境保全型農業を始める者に対する技術面や経営面の指導</li> <li>・有機農業等の指導者の育成</li> <li>・自治体やJA等と連携した新規就農希望者の就農相談窓口の設置</li> <li>・新規就農者を受け入れるコミュニティづくりや農用地の活用</li> <li>・有機農業や環境保全型農業に関する就農事例の発信</li> <li>・各種イベントやSNSの活用等による、有機農業等を知るきっかけづくり</li> <li>・教育機関における有機農業や環境保全型農業のカリキュラムの導入</li> <li>・学校給食への導入など教育と連携した食育活動</li> </ul> <p>など、人材の確保・育成に関する取組を実践。</p>
<p>地域間での連携や取組の横展開に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成の課題、成功事例等に係る他地域との情報共有や勉強会の開催</li> <li>・地域外の農業者等の視察の受け入れ</li> <li>・指導団体間の交流、連携</li> </ul> <p>など、地域間での連携や取組の横展開に向けた取組を実践。</p>
<p>教育・指導活動の一環としての生産に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌診断に基づく土づくりの取組</li> <li>・土壌への堆肥・緑肥等有機物やバイオ炭の施用による炭素貯留</li> <li>・地域資源の活用</li> <li>・メタンやN<sub>2</sub>O等の温室効果ガス発生抑制</li> <li>・環境への影響が少ない栽培管理・飼養管理や防除手法の選択及び実施</li> <li>・水棲生物や土壌生物の生息状況の維持・改善等につながる取組</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抗菌剤に頼らない畜産物生産の取組</li> </ul> <p>など、取組を教育・指導活動の一環として実践。  ※耕種に関する取組については、化学農薬・化学肥料の使用低減を基本とする。</p>
<p>教育・指導活動の一環としての販売・消費に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他業種と連携した安定出荷・販路確保の取組</li> <li>・ 加工事業者等と連携した出荷の工夫</li> <li>・ 小売事業者等と連携した販売機会の多様化</li> <li>・ 消費者や幅広い業界へ有機農業等の特徴を伝える取組</li> <li>・ 地方公共団体と連携した食育活動</li> </ul> <p>など、取組を教育・指導活動の一環として実践。</p>